

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北茨城市長 豊田 稔

市町村名 (市町村コード)	北茨城市 (82155)	
地域名 (地域内農業集落名)	関南・大津・平潟地区 (神岡上・神岡下・関本下・仁井田・里根川・大津町・北町・平潟町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田地帯のため農地の大部分で稲作が行われており、水田を利用した主食用米からの転作作物としては、飼料用米とWCS用稲の耕作が主に行われている。特にWCS用稲については、市内の全耕作面積のうち、半数以上が当地区で生産されており、ある程度の団地化も形成されている状況である。

地域内の耕作状況は、約59%の農地を65歳以上が耕作している状況であり、そのうち後継者不在・不明の農地面積を加味すると、現在の担い手等だけでは請負いきれなくなることが懸念される。

そのため、地域内外を問わず、意欲ある農業者を受け入れながら、新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、並行して担い手の作業効率の向上を図るため、経営規模の拡大意向がある担い手等を中心に農地の集約化を進めることも重要となる。

関本下地域を中心とした耕作放棄地の増大、稲作を耕作するうえでの水の問題(水が供給されないなど)、山間部や山林に面した農地のイノシシ被害、農業用機械の高騰、農道や水路等の老朽化といった様々な課題を問題視する声が挙げられており、行政や農業委員会、水利組合等の関係機関と連携しながら状況の把握に努め、問題解決に向けて可能な限り対応していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

①規模縮小などの意向のある農地面積:8.3ha ②65歳以上の農業者の農地面積:78.2ha

③②のうち後継者不在の農地面積:18.7ha ④②のうち後継者不明(意向調査未回答)の農地面積:17.7ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は稲作を主とし、必要に応じて飼料用米・WCS用稲等の転作作物の耕作を推進する。特にWCS用稲については、団地化が進んでいることから、今後も継続して団地化の推進を行っていく。

担い手及び地域内の農業を担う者を中心に集約を進めつつ、経営規模の拡大意向がある農業者を募りながら、将来を見据えた農地利用体制を整えていく。

地域内で堆肥や鶏糞等を利用した有機農業への取組みが増加傾向にあるため、県等の関係機関と一体となって取組み規模の拡大を図っていく。併せて、その一環として耕畜連携の取組みも推進していく。

水の問題(水の供給がされないなど)や砂地等の理由で稲作の耕作が困難な水田については、地権者等の意向も踏まえながら、水田の畑地化や農業法人等の企業参入候補地とすることも選択肢の一つとして検討していく。

農地・農道・水路の維持管理を要する区域については、多面的機能支払交付金等の補助金活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	131.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地(目標地図作成区域内)を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用を基本とし、特に地権者から売りたい・貸したい等の要望が出た際には、策定した目標地図を指標に集約を進め、目標地図を策定していない区域については、営農地の近い担い手等へ集約を進めながら集団化の面積を拡大させていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・経営規模の縮小や離農する意向のある農地所有者については、農地中間管理機構の活用を働きかけ、担い手等への貸付けを進めていく。 ・農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)と連携し、地域内の農地利用の意向について情報を共有し、農地中間管理機構を通じて担い手等へ農地の集積・集約化に取り組んでいく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などについて、意向調査内で要望のあった区域を中心に、具体的な協議(土地改良区の設立など)を進められるかも含めて今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず、意欲ある農業者を募り、市・農業委員会・常陸農業協同組合・県普及センター・地元農業者等と連携し、相談から耕作の定着までのサポート体制を構築し、新たな担い手の育成・確保を図る。 稲作の耕作が困難な農地など、担い手等が耕作を希望しない農地区域を中心に、まとまった農地利用を希望する農業法人等の企業参入や水田の畑地化による稲作以外の経営体の農地利用も検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後も高齢者を中心に常陸農業協同組合のライスセンター(乾燥、粳摺り)や空中散布、水稻苗(育苗)の推進を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①被害情報の収集に努めながら、イノシシ等の侵入防止柵の設置を検討する。並行して、猟友会に捕獲協力を依頼するなど、関係機関との連携を図る。
- ②⑨・収穫後の稲わらを畜産農家で利用し、堆肥を水田に施用する耕畜連携の取組みを推進し、化学肥料の低減を図る。
- ・地権者の意向を踏まえながら、耕作条件不利地(水の問題、砂地等)で稲作の耕作が困難な農地を中心に、畑地化を検討していく。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地・水路・農道の維持管理を進めていく。